

令和 8 年度 第 1 回室根地区学校運営支援協議会

期日 令和 8 年 6 月 1 日 (月)

時間 14 : 10 ~ 15 : 10

会場 室根小学校多目的教室 1

本日はお忙しいところご来校いただきましてありがとうございます。

学校運営支援協議会の前に、本校の授業をご参観いただきたく存じます。ご指導ご鞭撻のほど、お願いいたします。

【授業参観】 13 : 20 ~ 14 : 00

〈 次 第 〉

司会：事務局校副校長

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会場校校長あいさつ
- 4 出席者紹介（自己紹介）
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議事（議長：会長）
 - (1) 年間計画について
 - (2) 令和 8 年度学校経営の基本方針について
室根小学校・室根中学校
 - (3) その他
- 7 情報交換
- 8 その他
- 9 閉会

令和8年度学校運営支援協議会 委員名簿

	氏名	役職	参加 確認
1	金 森 勝 利	学校運営支援協議会 会長 室根市民センター 所長	
2	千 葉 恭 平	学校運営支援協議会 副会長 自治会連合会会長	
3	齋 藤 正 和	学校運営支援協議会 副会長 前自治会連合会会長	
4	及 川 豊	一関商工会議所室根地域 運営委員会 会長	
5	横 澤 隆 浩	学校運営支援協議会委員	
6	小 松 陽 子	主任児童委員	
7	吉 田 晴 美	主任児童委員	
8	小 野 文 枝	室根こども園 園長	
9	佐 藤 志津子	地域コーディネーター	
10	菊 地 達 也	室根中学校PTA会長	
11	三 浦 知 真	室根小学校PTA会長	
12	金 野 敬 之	室根小学校 校長	
13	大 道 篤 史	室根中学校 校長	
14	阿 部 正 文	室根小学校 副校長	
15	及 川 秀 明	室根中学校 副校長	

会長・副会長の選出について

会長	
副会長	
副会長	

【議事】

(1) 年間計画

	日時	会場	主な内容
第1回	6月1日（月）	室根小	基本的な方針の承認
第2回	11月 日	室根中	諸課題に関する熟議
第3回	2月 日	室根小	学校運営に関する評価

(2) 各校の方針

(3) その他

令和8年度 室根小学校 学校経営の基本

I 学校教育目標

1 基本目標

豊かな心でやりぬく室根の子

2 めざす児童像

(1) 考える子

- 基礎的な知識・技能を身に付けた子ども
- 思考力・判断力・表現力を身に付けた子ども
- 主体的に学習に取り組む子ども

(2) 明るい子

- 礼儀正しく、明るく元気な子ども
- 他人を思いやり、仲よく協力する子ども
- 相手に思いを伝え、分かり合おうとする子ども

(3) 強い子

- めあてをもって、進んで体を鍛える子ども
- 健康的な生活習慣を身に付けた子ども
- 安全に気を付けて生活する子ども

II 学校像と教師像

1 めざす学校像

- (1) 明るく意欲に燃え、感動のある学校
- (2) 個性を尊重し、互いに認め合う学校
- (3) 心身ともに健康で、気力あふれる学校
- (4) 清潔で美しく、安全な学校
- (5) 家庭・地域とともに歩む学校

2 めざす教師像

- (1) 使命感にあふれ自己研鑽に励む教師
- (2) 熱意・誠意をもって実践する教師
- (3) 教育的愛情にあふれ信頼される教師
- (4) 自他の健康に留意し活気ある職場をつくる教師

III 学校経営方針

- 1 児童の学ぶ意欲の高揚と学力向上のための授業改善、指導力の向上を目指す。
- 2 自己肯定感をもち、自信をもって行動できる児童の育成を目指す。
- 3 全教育活動を通じて「いじめをしない、させない、許さない」という土壌を作り、安心安全な学校づくりに努める。
- 4 ふるさとやそこで生きる人を愛し、ふるさとを大切にする児童の育成を目指す。
- 5 報告・連絡・相談がしっかり行われ、全教職員の協働体制による教育活動を推進する。
- 6 地域とともにある学校づくりに努める。

IV 学校経営の重点

1 学習指導の充実による学力向上

(1) 学指導要領をふまえた授業改善

- ア 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- イ 思考力・判断力・表現力を育てる学習指導の充実
- ウ 言語活動の充実
(聞く、発表する、伝え合う、考えをまとめる、振り返る等の意図的な場の設定)

(2) 基礎的・基本的な内容の定着と基礎学力の向上

- ア 学習規律の徹底
- イ 朝活動の充実と習熟時間の確保
- ウ 読書指導の充実
- エ 授業と連動した家庭学習の定着（学びの手応えを大切にした支援）

(3) 校内研究・現職研修による指導力の向上

- ア 重点研究の充実と指導法の改善
- イ 学力分析に基づく個に応じた指導改善と補充指導
- ウ 校外研修への積極的な参加と専門性及び指導力の向上

2 心の教育の充実

(1) 児童理解に基づく学級経営の充実

- ア 一人一人のよさを見とり、所属感や満足感を味わわせることのできる教育活動の工夫
(よさの伝え合い、認め合い、成長と課題の確認・実感→自己肯定感の育成)
- イ 具体的な目標設定と、その実現に向けた言葉かけや環境づくり
(できたことや努力を認め、あきらめずに最後までやり抜く強い意志を育む)

(2) 好ましい人間関係の醸成と基本的生活習慣の形成

- ア 生活及びいじめ等のアンケート、諸調査の実施と早期対応、教育相談の充実
- イ 「あいさつ」「返事」「整理整頓」の習慣形成指導の徹底
- ウ 名前への敬称付けや相手意識を持った優しい言葉遣いが自然にできる児童の育成
(言語環境の整備)
- エ 約束事・ルールを理解と守る意識の高揚（善悪の判断、行動化）

(3) 道徳教育の充実

- ア 道徳の授業改善及び研修の推進
- イ 命を大切にする指導の充実

(4) 体験活動の充実

- ア 社会体験、自然体験など、各種体験活動の推進
- イ 縦割り班活動、集会活動を生かした異学年の関係強化

3 体力向上・健康安全教育の充実

(1) 体力向上の取組

- ア 運動やスポーツの楽しさを味わわせる体育授業の展開
- イ 業間運動（マラソン）、縄跳び、外遊び、ダンス、60運動等、運動の日常化

(2) 望ましい健康習慣の形成

- ア 基本的生活リズムと衛生習慣の確立（家庭と連携した60プラスプロジェクトの推進）
- イ 学校給食を通じた食指導の充実と家庭と連携した肥満防止
- ウ う歯予防と治療の推進
- エ 情報モラル指導を通じた安全や健康を害する行動の抑制（居間8ルール、家庭ルールの実行）

(3) 安全指導と事故防止の徹底

- ア 通学指導とスクールバス指導の継続
- イ 怪我や事故を未然に防ぐための意識の高揚と洞察力や判断力の育成

4 特別支援教育の充実

(1) 教育支援体制の整備

- ア 特別支援教育に対する共通理解、支援体制の確立、積極的な交流学习の推進
- イ 関係機関、専門機関との連携強化

(2) 指導・支援の充実

- ア 支援や配慮を要する児童の理解と実態にあった教育形態の工夫及び教育活動の充実
- イ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と整備

5 いわての復興教育の推進

(1) 教育課程に位置付けた復興教育の推進

- ア 全体計画や年間指導計画に基づいた実践と見直し
- イ 被災地見学、地域の特色を生かした体験学習を通じた、自分の生き方やあり方につなげる取組の充実

(2) 実情に合わせた防災教育の推進

- ア 「自分の命は自分で守る」意識を育て、考えて行動できる児童の育成
- イ 防災学習、避難訓練、引き渡し訓練、不審者（熊）対応訓練の実施と見直し・改善

6 家庭・地域とともにある学校づくりの推進

(1) 保護者・地域及び関係機関との積極的連携の推進

- ア 家庭とともに進める「まなびフェスト」の取組
- イ 家庭・地域との連携による見守り活動の実施
- ウ 幼保小連携、小中連携の充実と円滑な接続
- エ 各種通信、ホームページ等による積極的な情報発信

(2) 地域と学校の連携・協働の充実

- ア 学校運営支援協議会による学校運営の充実
- イ 地域学校協働本部事業の積極的な活用
地域学校協働活動推進員（コーディネーター）との連携・協働を推進

7 ICTの活用

(1) 教科指導におけるICT活用

- ア 授業や家庭学習におけるICTの積極的な活用。（一人一台タブレット、デジタル教科書）
- イ 支援が必要な児童のICT活用
- ウ デジタルとアナログのよさを生かした実践の積み上げ

(2) 教育DXの推進

- ア 校務支援システムによる業務効率化の推進
- イ ICT活用に関する研修会開催による教職員のスキル向上

※タブレット更新予定（R8.11月）

考える子(学びの力)

明るいい子(心の力)

強い子(くらしの力)

児童	学校	家庭
1 「確かな学力」の定着		
話をよく聞き、わからないことは質問します。 	- わかる授業を目指します。 「音読・漢字・計算」の反復練習に取り組みます。	子どものがんばりを認め、励まします。 
2 読書活動		
学校や家庭で読書をします。 	図書館の利用指導を進め、読書習慣を身につけさせます。 	家庭での読書習慣の定着に努めます。 
3 家庭学習		
自分のための家庭学習をします。 	家庭学習に目的意識を持たせます。	- メディアを消して学習する環境をつくります。 - 学習の様子に目を通します。

<達成目標>

1 確かな学力

・「授業がよくわかる」80%以上

2 読書活動

・低学年 100冊 中学年 80冊 高学年 50冊
(40,40,20) (30,40,10) (20,20,10)

3 家庭学習

・「自分のための家庭学習をする」90%以上

児童	学校	家庭
4 元気なあいさつ・返事		
相手に聞こえる声であいさつや返事をします。 	元気なあいさつ、はっきりとした返事ができるように指導を徹底します。	「聞こえる声であいさつ、返事」を実践させます。 
5 温かな人間関係		
優しい言葉を使い、友だちを大切にします。 	名前には敬称をつけ、優しい言葉を使うことを指導します。	家庭でも優しい言葉を適切に使うよう指導します。 
6 相手に伝えようとする心		
自分の気持ちは相手にしっかり伝えます。 	気持ちを言葉や表情で伝える方法について考える場を作ります。	家族の会話を大切にして互いに分かり合えるようにします。 

<達成目標>

4 元気なあいさつ・返事

・「聞こえる声であいさつや返事ができる」90%以上

5 温かな人間関係

・「思いやりの心で人と関わる」90%以上

6 相手に伝えようとする心

・「自分の気持ちを相手にしっかり伝える」90%以上

児童	学校	家庭
7 体力の向上		
- めあてをもって運動します。 - 元気に遊びます。 	- 体育授業で運動の楽しさを味わわせます。 - 業間マラソンに目的意識を持たせます。	外遊びなどで運動に親しませます。 
8 生活のリズム		
- 生活リズムを守ります。 - 情報メディア使用のきまりを守ります。 	- 生活リズムの確立と食育の指導を進めます。 - 情報メディアの使い方の指導を進めます。	メディアコントロール「家庭のルール」を守らせます。 
9 安全なくらし		
事故やけがに気をつけてくらしします。 	- 交通安全や事故防止の指導を徹底します。 - 防災意識を高め、判断力を育てます。	災害時の行動等を家族で確認します。 

<達成目標>

7 体力の向上

・「めあてをもって運動する」90%以上

8 生活のリズム

・「情報メディア使用のきまりを守る」80%以上

9 安全なくらし

・「事故やけがに気をつけてくらし」90%以上

令和8年度 一関市立室根小学校 職員働き方改革アクションプラン

～ 職員の心身の健康が子どもの確かな成長につながると信じて ～

室根小学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

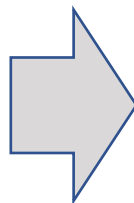
1 現 状

【教職員の勤務状況】 令和7年4月実態

- ① 月45時間以上の残業者数（5人）② 月80時間以上の残業者（0人）
- ③ 在校等時刻が午後8時を超えたのべ教職員数（2人）
- ④ 所属教職員の月平均残業時間を報告（43時間）

【働き方改革を進めるうえでの課題】

- ・月45時間以上の残業者の負担を軽減する手立ての明確化
- ・業務の効率化や平準化をさらに推進していくこと
- ・安全衛生委員会を十分に機能させること



2 目 標 ・ 目 指 す 姿

【R8年度目標】

- ・業務の効率化を図り、ライフ・ワーク・バランスを意識した教職員の笑顔溢れる温かな職場環境の確立を推進する。

○最終退勤時刻目標

- ・教職員はできるだけ残業を減らし、最終退勤時刻の目標を **19 時** に設定し取り組む

○学校における業務改善の推進目標

- ・安全衛生委員会等での協議を踏まえ、速やかに職場環境の整備に取り組む。

○教職員のライフ・ワーク・バランスを意識した働き方改革の推進目標

- ・月平均残業時間を前年度比 **10%以上削減（月 5 時間程度）**
- ・年次休暇等の積極的な取得の呼びかけと **休暇取得率の 10%増（年 1～2 日）**

3 目標・目指す姿を達成していくための具体的取組内容

○教職員の健康管理	○学校における業務改善の推進	○学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進
・職員の勤務状況を把握するとともに、年間2回、全職員との面談を行い、職員の心身の健康状況等を共有し適切な指導や支援を行う。 ・定期健康診断結果等を踏まえ、個々に定期通院や診療等の健康維持を推進する。 ・休暇を取得する際の支援体制を明確にし、長期休業中等を含め、年次休暇の取得を推進する。	・安全衛生委員会等で業務改善について協議し、教職員の健康保持増進と職場環境の整備を図る。 ・校務支援システムの積極的な活用、事務のデータ化、クラウド化により、業務の効率化を図る。 ・日常業務や学校行事等を精選する。 ・家庭への文書、連絡等は、「まなびポケット」の利用を基本とする。 ・時間外電話対応終了時刻：18 時～7 時 30 分を決定・発信する。	・地域コーディネーター設置校の利点を活かし、地域人材の活用による業務負担軽減を推進する。 ・学校運営支援協議会の機能を活かし、PTAや地域の協力を得ながら、教職員の業務の明確化と適正化を推進する。（地域行事・PTA業務等の役割分担、配付文書のメール送信等） ・作品応募については、発達段階や授業のねらいの視点から参加の有無について検討する。（可能な限り希望者のみ参加とする。）

令和8年4月1日 一関市立室根小学校 校長 金野 敬之

令和8年度 学校経営基本方針

（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。（教育基本法第1条）

1 学校教育目標

心身共に健康で、自ら行動できる人間性豊かな生徒の育成 〈生きる力〉

- ・意欲をもち、主体的に学ぶ生徒 〈確かな学力〉
- ・心豊かで、思いやりのある生徒 〈豊かな人間性〉
- ・体を鍛え、最後までやり抜く生徒 〈健康・体力〉

2 方針

- （1）教職員のチーム体制を構築し、組織的・機動的に教育活動を行う。
- （2）合理的・効率的な教育課程の編成を工夫する。
- （3）家庭や地域社会、外部専門機関等と連携する。

3 具体目標（重点）

〈確かな学力〉

- （1）「わかる授業」の実践を通して「主体的な学び」を確立する。
- （2）家庭学習の習慣化を図る。
- （3）「キャリア学習」を視点とした教育活動により、学習意欲の喚起を図る。

〈豊かな人間性〉

- （1）一人一人が安心して生活できる居場所作りに努める。
- （2）主体的な生徒活動や行事等により、絆づくりに努める。
- （3）挨拶やマナー指導等により、品格形成に努める。
- （4）環境美化・ボランティア活動等により、勤労奉仕や思いやりの心を育む。

〈健康・体力〉

- （1）心身の健康に関する教育を充実させる。
- （2）危機管理を徹底し、安全な学校作りに努める。

5 具体的方策

	具体目標（重点）	方策（指導上の留意点）	関係事業等
〈確かな学力〉	(1)「主体的な学び」の授業を実践する。	①いわての授業づくり3つの視点を実践する ②「個別最適な学び」を単元内に位置付け実践することで、主体性を伸長する。 ③「キャリア学習」を教育課程全般で進め、自己理解を図る。 ④授業のユニバーサルデザイン化を意識する。 ⑤研究授業を行い、校外研修に積極的に参加する。 ⑥地域人材や地域教材を活用する。	・校内研究会 ・校外研修会 ・諸調査の分析 ・小中交流会 ・社会体験学習 ・ゲストティーチャー ・特別支援教育
	(2)家庭学習の習慣化を図る。	①授業と連動した家庭学習を設定し、授業で活用する。また、適切に評価する。 ②学習オリエンテーションを通して家庭学習の定着化を図り、主体的な学びを進める。 ③家庭学習がしやすい環境作りのために、家庭と協力する。	・学習オリエンテーション ・委員会活動 ・メディアコントロール ・教育振興運動
〈豊かな人間性〉	(1)一人一人が安心して生活できる居場所作りに努める。	①学級経営において、ルールとリレーションがバランス良く成立することを目指す。 ②随時相談や定期的なアンケート、Q U調査等により、教育相談を密に行う。 ③月2回の適応指導対策委員会で対応を検討し、SCや外部専門機関と連携する。	・Q U 調査と対応の学習会 ・アンケート調査 ・道徳教育の充実 ・読書指導
	(2)主体的な生徒活動や行事等により、絆づくりに努める。	①学級・生徒会の自治活動を育てる。 ②行事の精選を行いながら、より充実した内容となるよう工夫する。 ③生徒の主体的な部活動運営に努める。	・学級活動 ・生徒会活動 ・行事運営 ・部活動
	(3)挨拶やマナー指導等により、品格形成に努める。	①集会等の場面で挨拶や聞く姿勢、相手に伝わる話し方について意識させる。 ②日常生活や受験面接指導、校外活動等の機会を活用し、社会のマナーを学習させる。	・生徒会活動 ・受験指導 ・社会体験学習 ・大会、等
	(4)環境美化・奉仕活動等により、勤労奉仕や思いやりの心を育む。	①清掃活動の意義を理解し、縦割り活動にしっかりと取り組めるよう指導する。 ②校内外のボランティア活動を積極的に設定する。 ③他を思いやる行動を、積極的に評価する。	・清掃活動 ・花壇整備 ・ボランティア ・地域行事
〈健康・体力〉	(1)心身の健康に関する教育を充実させる。	①十分な食事と睡眠、歯磨きの重要性を家庭と協力しながら指導する。 ②部活動や体育の授業、全校合同トレーニング等を通して、運動習慣を身につけさせる。 ③情報機器やゲーム機等の使用は、家庭のルールを遵守するよう家庭と協力し(市の基準:夜9時以降は使用しない。)、生徒会でも指針作成に取り組む。	・食育指導 ・外部講師の活用 ・各種検診 ・部活動 ・情報モラル教育 ・教育振興運動 ・広報活動
	(2)危機管理を徹底し、安全な学校作りに努める。	①危機管理マニュアルを随時見直し、職員で共有を図り、実用的な研修・訓練を実施する。 ②復興や防災に関する教育を積極的に行う。	・復興教育 ・防災教育 ・感染症対策 ・避難所運営学習

令和 8 年度

室根中『まなびフェスト』

【学校教育目標】

心身共に健康で、自ら行動できる人間性豊かな生徒の育成 〈生きる力〉

- ・意欲をもち、主体的に学ぶ生徒 〈確かな学力〉
- ・心豊かで、思いやりのある生徒 〈豊かな人間性〉
- ・体を鍛え、最後までやり抜く生徒 〈健康・体力〉

〈確かな学力〉

- 「わかる授業」の実践
- 家庭学習の習慣化
- キャリア教育の推進
- 授業のユニバーサルデザイン化

〈豊かな人間性〉

- 一人一人が安心して生活できる居場所づくり
- 生徒活動、行事等の充実
- 挨拶、マナー指導による品格形成
- 美化・ボランティア活動の推進

〈健康・体力〉

- 健康教育の充実
- 危機管理を徹底した安全な学校環境づくり
- 情報機器やゲームとの適切なつきあい

学 校 の 取 り 組 み

- ①授業がわかる 【90%】
- ②家庭学習に毎日取り組む 【80%】
- ③将来について、具体的な考えをもっている 【80%】

- ④安心して生活できる 【90%】
- ⑤行事等に取り組む 【90%】
- ⑥積極的に挨拶する 【90%】
- ⑦自分の仕事に責任を持つ 【90%】

- ⑧健康を心がける 【90%】
(食事・睡眠・歯磨き)
- ⑨安全な学校と感じる 【90%】
- ⑩スマホ・ゲーム等使用の家庭のルールを守る 【80%】

ご 家 庭 へ の お 願 い

- ☆家庭学習（課題や自主学習）に集中して取り組める環境づくりと励ましをお願いします。
- ☆子どもの良いところを見つけ、褒めてください。「ありがとう」「助かったよ」「さすがだね」
- ☆子どもの悩みを聞き、学校と協力して解決を目指しましょう。
- ☆家庭でも積極的に挨拶をしましょう。「おはよう」「お帰り」「おやすみなさい」
- ☆掃除や食事のあとかたづけ等の手伝いをさせましょう。
- ☆学校生活が充実するように「早寝（十分な睡眠時間の確保）・早起き・朝ごはん＋歯磨き」の習慣化をお願いします。
- ☆情報機器やゲーム等に関して、親子で話し合い、家庭内のルール作りをお願いします。
- ※夜 9 時以降は使用しない。

令和8年度 一関市立室根中学校 職員働き方改革アクションプラン

～ 校務支援システムで効率的な業務を、そして個々のワークライフバランスを大切に ～

一関市立室根中学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現 状

【教職員の勤務状況】

- ① 月45時間以上の残業者数（2人）②月80時間以上の残業者（1人）
- ② 在校等時刻が午後8時を超えたのべ教職員数（8人）
- ③ 所属教職員の月平均残業時間を報告（32.6時間）

【働き方改革を進めるうえでの課題】

- ・各種行事の精選
- ・提出書類、資料準備のための時間確保
- ・部活動の地域移行の停滞

2 目 標 ・ 目 指 す 姿

【R8年度目標】

- ・月45時間以上の残業者数0を目指す。
- 最終退勤時刻目標20時前を心掛ける。
- 行事精選と時間短縮に取り組む。
- 有益な休暇習得と効率的な業務遂行を推進。
- 職員自ら業務改善・働き方改革の意識を持ち、ワークライフバランスを大切にする。

3 目標・目指す姿を達成していくための具体的取組内容

○教職員の健康管理

- ・年次休暇、振替休日の促進。管理職から積極的な声掛けを行い、休暇を取得しやすい環境づくりを進める。
- ・20時前の退庁を目指す。計画的な業務遂行で勤務時間終了後は早めの退庁を促す。
- ・安全衛生委員会を定例化し、教職員の健康管理について情報交換を密にする。

○学校における業務改善の推進

- ・PTAや部活動等の諸会議の時刻を繰り上げ、開催日を可能なかぎり他行事と同日に実施できるように工夫し、会議を最小限にまとめる。
- ・校務連絡システムを利用して、ペーパーレスをすすめる。職員会議資料等についてもPDFデータ閲覧によるペーパーレスを促進する。
- ・同様に掲示板(グループウェア)を利用し、日常の連絡事項を密にする。

○学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・地域部活動への移行を推進する。現在の4つの休日型部活動で全日型への移行が進められる。地域部活動に移行していない2つの部活動について移行を推進する。
- ・地域支援コーディネーターと連携し、地域ボランティアの活用を広く進める。
- ・安全衛生委員会の中で業務改善計画について協議し、次年度に反映させる。

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。